こども英語推進委員会 運営規約

第 1 条 (名称) この会の名称を以下のとおりとする。 こども英語推進委員会

第 2 条 (事務局所在地) この会の事務所を以下に置く。 〒579-8003 大阪府東大阪市日下町1丁目2-30-106

第3条(会の目的)

この会は、英語に興味を持つ人達のネットワーク作りを通じて、より良い地域社会作りに関する活動を行うことにより、地域の発展と福祉・教育・環境の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (活動・事業の種類)

この会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- 第5条 (会員) この会の会員は、次の2種類とする。
- (1)正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

第 6 条 (入会)

会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表あて提出し、代表の承認を得るものとする。

- 第7条 (会費) 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。
- (1)正会員 10000円
- (2) 賛助会員 3000 円

第8条 (設立年月日)

本会の設立年月日は2017年3月01日とする。

第9条(役員) この会に以下の役員を置く。 代表1名 副代表1名 会計1名

第 10 条 (役員の任期) 役員の任期は、2020年とする。ただし、再任を妨げない。

第 11 条(代表) 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第 12 条 (運営) おおむね年 6 回の勉強会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努める ものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

- 第 13 条 (退会) 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。
- (1)本人が死亡したとき
- (2)会費を2年以上納入しないとき
- 第 14 条 (規約改正) この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則 1. この規約は 2017 (平成 29) 年 3月 01 日から適用する。